官庁報告

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一、事業計画が定められた年月日　令和七年三月二十六日

二、調査の種類　効率的手法導入推進基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、実施地域

北海道　積丹町

秋田県　由利本荘市

埼玉県　日高市

滋賀県　草津市

広島県　東広島市

五、実施予定期間

令和七年度

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年三月七日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った地域	地図及び簿冊の名称	申請を行った者の名称	測量及び調査を行った者の名称
山梨県山梨市上栗原の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　上栗原第１工区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市一宮町南野呂の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　一宮北部地区　南野呂２－１工区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市御坂町大野寺の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　大野寺地区　第３工区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市春日居町下岩下の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　春日居第一地区　下岩下第２工区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市春日居町下岩下の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　春日居第一地区　下岩下第３工区	山梨県知事	山梨県
山梨県笛吹市八代町北の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　笛吹川左岸地区　八代北工区	山梨県知事	山梨県
三重県鈴鹿市野辺町字上ノ長の一部	一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	三重県鈴鹿建設事務所長	三重県鈴鹿建設事務所
岡崎市西本郷町字和志山及び字山下の各一部	矢作西保育園用地測量に伴い作成した確定測量図及び調査簿	岡崎市長	岡崎市
愛知県刈谷市井ヶ谷町稲葉崎の一部	主要地方道名古屋岡崎線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県知事	愛知県
山梨県北杜市白州町白須の一部	確定測量図及び調査簿　県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業　白州地区　大除竹宇第一工区	山梨県知事	山梨県
山梨県北杜市白州町白須の一部	確定測量図及び調査簿　県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業　白州地区　大除竹宇第二工区	山梨県知事	山梨県
山梨県南アルプス市有野の一部	確定測量図及び調査簿　県営畑地帯総合整備事業　御勅使川沿岸地区　第４工区	山梨県知事	山梨県

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年三月十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年三月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

佐用町（上石井②地区）の地籍図及び地籍簿

〃（上秋里⑤地区）の地籍図及び地籍簿

〃（三日月③ＡＢ地区）の地籍図及び地籍簿

〃（東徳久⑤⑥地区）の地籍図及び地籍簿

神河町（上小田（４）地区）の地籍図及び地籍簿